（案）

令和８年 11 月４日

㊞

岡山地方最低賃金審議会
　会　長　　西田　和弘　殿

岡山地方最低賃金審議会
　岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業
　　最低賃金専門部会
　　　部会長　　佐々木　裕子

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月３日及び７月 30 日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡　山　地　方　最　低　賃　金　審　議　会
岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部　会　長	佐々木　裕　子	特定社会保険労務士
部会長代理	岡　山　一　郎	(株)山陽新聞社 論説委員会客員論説委員
	國　光　　類	岡山商科大学経済学部 准教授

労働者代表委員

	沖　田　真　之	三菱重工マリタイムシステムズ労働組合 執行委員長
	高　山　伸　男	日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部 事務局長
	野　瀬　仁　志	新来島サノヤス造船労働組合 執行委員長

使用者代表委員

	池　田　実　加	三菱重工マリタイムシステムズ(株) 経営企画部総務人事課長
	錦　織　勝　輝	ナカシマホールディングス(株) 理事
	松　村　　信	(株)新来島サノヤス造船 総務部長

別　紙

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

１　適用する地域
　　岡山県の区域

２　適用する使用者
　　前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業（船舶製造・修理業のうち木造船製造・修理業、木製漁船製造・修理業及び舟艇製造・修理業を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）　１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間１，２１７円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　　法定どおり

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会審議経過

会　　議　　等	年　月　日	内　　容
第５２０回 岡山地方最低賃金審議会	令和８年 ７月３日	１　改正決定の必要性の有無について諮問
第５２１回 岡山地方最低賃金審議会	令和８年 ７月３０日	１　改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 ２　専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和８年 ７月３０日	締　切 令和８年８月２０日
専門部会委員の任命	令和８年 ９月１日	
第１回　専門部会	令和８年 ９月３０日	１　部会長及び同代理の選任 ２　今年度の審議の進め方 ３　改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和８年 ９月３０日	締　切 令和８年１０月２１日
第２回　専門部会	令和８年 １０月２８日	１　最低賃金額の審議
第３回　専門部会	令和８年 １１月４日	１　最低賃金額の審議（結審）